令和5年度

福島町議会定例会 4月会議議案

福島町

令和5年度 福島町議会定例会 4月会議議案目次

番号	件名	頁
1	町税条例の一部を改正する条例	5
2	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	35
3	福島町介護保険条例の一部を改正する条例	43
4	令和5年度福島町一般会計補正予算(第2号)	45
5	令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	61

町税条例の一部を改正する条例

町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年4月28日提出

福島町長 鳴海 清春

町税条例の一部を改正する条例

町税条例(昭和30年福島町条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前

(配当割額又は株式等譲渡所得割額 の控除)

- 第33条の9 所得割の納税義務者が、 第33条第4項に規定する特定配偶等 申告書に記載した特定配当等に係る 所得の金額の計算の基礎となった特 定配当等の額について法第2章第1節 第5款の規定により配当割額を課さ れた場合又は同条第6項に規定する 特定株式等譲渡所得金額申告書に 記載した特定株式等譲渡所得金額に 係る所得の金額の計算の基礎となっ た特定株式等譲渡所得金額について 同節第6款の規定により株式等譲渡 所得割額を課された場合には、当該 配当割額又は当該株式等譲渡所得割 額に5分の3を乗じて得た金額を、第 33条の3及び前3条の規定を適用した 場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき 額で同項の所得額の額から控除する ことができなかつた金額があるとき は、当該控除することができなかつ た金額は、令第48条の9の3から第48 条の9の6までに定めるところによ り、同項の納税義務者に対しその控 除することができなかつた金額を還 付し、又は当該納税義務者の**同項**の

改正後

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第33条の9 所得割の納税義務者が、 第33条第4項に規定する確定申告書 に記載した特定配当等に係る所得の 金額の計算の基礎となった特定配当 等の額について法第2章第1節第5款 の規定により配当割額を課された場 合又は同条第6項に規定する確定申 告書に記載した特定株式等譲渡所得 金額に係る所得の金額の計算の基礎 となつた特定株式等譲渡所得金額に ついて同節第6款の規定により株式 等譲渡所得割額を課された場合に は、当該配当割額又は当該株式等譲 渡所得割額に5分の3を乗じて得た金 額を、第33条の3及び前3条の規定を 適用した場合の所得割の額から控除 する。
- 2 前項の規定により控除されるべき 額で同項の所得額の額から控除する ことができなかつた金額があるとき は、当該控除することができなかつ た金額は、令第48条の9の3から第48 条の9の6までに定めるところによ り、同項の納税義務者に対しその控 除することができなかつた金額を還 付し、又は**当該控除することができ**

申告書に係る<u>年度分の</u>個人の道民 税<u>若しくは町民税に充当し</u>、若しく は当該納税義務者の未納に係る徴収 金<u>に充当する</u>。

3 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の 扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (略)

2 前項 又は法第317条の3の2第1項の 規定による申告書を提出した給与所 得者で町内に住所を有するものは、 その年の中途において当該申告書に 記載した事項について異動を生じた 場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の 2第1項の給与支払者からその異動を 生じた日後最初に給与の支払を受け る日の前日までに、施行規則で定め なかつた金額のうち法第314条の9 第2項後段に規定する還付をすべき 金額により当該納税義務者の前項 の確定申告書に係る年の末日の属 する年度の翌年度分の個人の道民 税、個人の町民税若しくは森林環境 税を納付し、若しくは納入し、若し くは当該納税義務者の未納に係る徴 収金を納付し、若しくは納入する。

3 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の 扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (略)

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項 の規定による申告書を給与支払者 を経由して提出する場合において、 当該申告書に記載すべき事項がそ の年の前年において当該給与支払 者を経由して提出した前項又は法 第317条の3の2第1項の規定による 申告書(その者が当該前年の中途に おいて次項の規定による申告書を 当該給与支払者を経由して提出し た場合には、当該前年の最後に提出 した同項の規定による申告書)に記 載した事項と異動がないときは、給 与所得者は、施行規則で定めるとこ ろにより、前項又は法第317条の3の 2第1項の規定により記載すべき事 項に代えて当該異動がない旨を記 載した前項又は法第317条の3の2第 1項の規定による申告書を提出する ことができる。
- 3 第1項 の規定による申告書を提出した給与 所得者で町内に住所を有するもの は、その年の中途において当該申告 書に記載した事項について異動を生 じた場合には、第1項 又は法第317条 の3の2第1項の給与支払者からその 異動を生じた日後最初に給与の支払 を受ける日の前日までに、施行規則

るところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び**第2項**の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、治・当該申告書の提出に代えて、当該申告書の提出に代えて、当該申告書に対し、当該申告書に記載中告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書でを電磁的方法その他の方法を事項を電磁的方法その他のあった。 理組織を使用する方法その他のあった。 理組織を使用する方法その他のあった。 通信の技術を利用する方法である。次年 第4項及び第53条の9第3項においてきる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の町民税の徴収の方法)

第38条 個人の町民税は、第44条、第 47条の2第1項、第47条の5又は第53条 の5の規定**によつて**特別徴収の方法 による場合を除くほか、普通徴収の 方法**によつて**徴収する。

2 (略)

で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び**第3項**の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより該申告書の提出に代えて、当該申告書の提出に代えて、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書に対し、当該申告書にである方法その他の方法を明してを明確を使用する方法その他の方法である。第4項及び第53条の9第3項におできる。)により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の町民税の徴収の方法等)

- 第38条 個人の町民税は、第44条、第 47条の2第1項、第47条の5又は第53条 の5の規定**により**特別徴収の方法に よる場合を除くほか、普通徴収の方 法**により**徴収する。
- 2 (略)
- 3 森林環境税は、当該個人の町民税

(町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に 記載すべき各納期の納付額は、当該 年度分の個人の町民税**及び**道民税**の 合計額**(第47条第1項又は第47条の6 第1項の規定**によつて**徴収する場合 にあつては特別徴収の方法**によつて** 徴収されない**ことと**なつた金額に相 当する税額)を前条第1項の納期(第4 7条第1項又は第47条の6第1項の規定 によつて</u>徴収する場合にあつては特別徴収の方法**によつて**徴収されない こととなつた日以後に到来する納 期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が 当該年度の初日<u>に属する</u>年の前年中 において給与の支払を受けた者であ り、かつ、同日において給与の支払 を受けている者(次の各号に掲す を受けている者(次の各号に掲す を受けている者(次の各号に掲す を受けている者(次の各号に掲す を受けている者(次の各号に掲す を受けている者(次の各号に掲す を除く。以下この条と おいて「給与権者」という。)である 場合<u>においては</u>、当該納税義務者の 前年中の給与所得に係る所得割額及 び均等割額の合算額を特別徴収の方 法によって徴収する。

- (1) (略)
- (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払 を受ける**もの**
- 2 前項の納税義務者について、当該 納税義務者の前年中の所得に給与所 得以外の所得がある場合<u>において</u> は、当該給与所得以外の所得に係る

<u>の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u>

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に 記載すべき各納期の納付額は、当該 年度分の個人の町民税**額、個人の**道 民税**額及び森林環境税額の合算額** (第47条第1項又は第47条の6第1項の 規定**により**徴収する場合にあつては 特別徴収の方法**により**徴収されない **ことに**なつた金額に相当する税額) を前条第1項の納期(第47条第1項又 は第47条の6第1項の規定**により**徴収 する場合にあつては特別徴収の方法 により徴収されないこととなつた日 以後に到来する納期)の数で除して 得た額とする。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

- 第44条 個人の町民税の納税義務者が 当該年度の初日**の属する**年の前年中 において給与の支払を受けた者で力 り、かつ、同日において給与の を受けた者の方法により を受けている者(次の各号により を受けたるとになの を受けても を受けている者(次の方法により を受けても を受けている者により を受けている者により を受けている者により を受けている者により を受けている者により を受けている者により を受けている者により を受けている者により を受けている を受けている という。)の には、当該納税義務者の にない において同じ。)の の 方法により 徴収する。
 - (1) (略)
 - (2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払 を受ける**者**
- 2 前項の納税義務者について、当該 納税義務者の前年中の所得に給与所 得以外の所得がある場合<u>には</u>、当該 給与所得以外の所得に係る所得割額

所得割額を同項の規定**によつて**特別 徴収の方法**によつて**徴収すべき給与 所得に係る所得割額及び均等割額の 合算額に加算して特別徴収の方法**に** よつて徴収する。ただし、第36条の 2第1項の申告書に給与所得以外の所 得に係る所得割額を普通徴収の方法 **によつて**徴収されたい旨の記載があ るときは、この限りでない。

前項本文の規定によって給与所得 者の給与所得以外の所得に係る所得 割額を特別徴収の方法によって徴収 することとなった後において、当該 給与所得者について給与所得以外の 所得に係る所得割額の全部又は一部 を特別徴収の方法によって徴収する ことが適当でないと認められる特別 の事情が生じたため当該給与所得者 から給与所得以外の所得に係る所得 割額の全部又は一部を普通徴収の方 法により徴収することとされたい旨 の申出があった場合でその事情がや むを得ないと認められるときは、町 長は、当該特別徴収の方法によって 徴収すべき給与所得以外の所得に係 る所得割額でまだ特別徴収により徴 収していない額の全部又は一部を普 通徴収の方法により徴収するものと する。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の

を同項の規定**により**特別徴収の方法**により**徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法**により**徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法**により**徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

前項本文の規定により給与所得者 の給与所得以外の所得に係る所得割 額を特別徴収の方法により徴収する こととなつた後において、当該給与 所得者について給与所得以外の所得 に係る所得割額の全部又は一部を特 別徴収の方法により徴収することが 適当でないと認められる特別の事情 が生じたため当該給与所得者から給 与所得以外の所得に係る所得割額の 全部又は一部を普通徴収の方法によ り徴収することとされたい旨の申出 があつた場合でその事情がやむを得 ないと認められるときは、町長は、 当該特別徴収の方法により徴収すべ き給与所得以外の所得に係る所得割 額でまだ特別徴収により徴収してい ない額の全部又は一部を普通徴収の 方法により徴収するものとする。

4 (略)

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者(所得税法第183条の規定により)給与の支払をする義がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により(従前の給与の支払をする者から給与の支払をする者から給与の支払をする者から給与の支払をする者をする者に対してある。)

支払を受けなくなつた日の属する月 の翌月の10日(その支払を受けなく なつた日が翌年の4月中である場合 には同月30日)までに、第1項の規定 により特別徴収の方法によって徴収 されるべき前年中の給与所得に係る 所得割額及び均等割額の合算額(既 に特別徴収の方法によって徴収され た金額があるときは、当該金額を控 除した金額)を特別徴収の方法によ って徴収されたい旨の申出をしたと きは、当該合算額を特別徴収の方法 **によって**徴収するものとする。ただ し、当該申出が翌年の4月中にあつた 場合において、特別徴収の方法によ って徴収することが困難であると町 長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によつて個人の町 民税を徴収される納税義務者が、当 該年度の初日の属する年の6月1日か ら12月31日までの間において給与の 支払いを受けないこととなり、かつ、 その事由が発生した日の属する月の 翌月以降の月割額を特別徴収の方法 によって徴収されたい旨の納税義務 者からの申出があつた場合及びその 事由がその年の翌年の1月1日から4 月30日までの間において発生した 場合には、当該納税義務者に対し て**、その年の**5月31日までの間に支 払われるべき給与又は退職手当等で 当該月割額の全額に相当する金額を 超えるものがあるときに限り、当該 月割額の全額(同日までに当該給与 又は退職手当等の全部又は一部の支 払がされないこととなったときにあ つては、同日までに支払われた当該 給与又は退職手当等の額から徴収す ることができる額)を特別徴収の方 法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納 入の義務等) 受けなくなつた日の属する月の翌月 の10日(その支払を受けなくなつた 日が翌年の4月中である場合には、同 月30日)までに、第1項の規定により 特別徴収の方法により徴収されるべ き前年中の給与所得に係る所得割額 及び均等割額の合算額(既に特別徴 収の方法により徴収された金額があ るときは、当該金額を控除した金額) を特別徴収の方法により徴収された い旨の申出をしたときは、当該合算 額を特別徴収の方法により徴収する ものとする。ただし、当該申出が翌 年の4月中にあつた場合において、特 別徴収の方法により徴収することが 困難であると町長が認めるときは、 この限りでない。

特別徴収の方法により個人の町民 税を徴収される納税義務者が当該年 度の初日の属する年の6月1日から12 月31日までの間において給与の支払 を受けないこととなり、かつ、その 事由が発生した日の属する月の翌月 以降の月割額を特別徴収の方法によ り徴収されたい旨の当該納税義務者 からの申出があつた場合及び当該納 税義務者が翌年の1月1日から4月30 日までの間において給与の支払を 受けないこととなつた場合には、そ **の者**に対して**その年の**5月31日まで の間に支払われるべき給与又は退職 手当等で当該月割額の全額に相当す る金額を超えるものがあるときに限 り、当該月割額の全額(同日までに当 該給与又は退職手当等の全部又は一 部の支払がされないこととなったと きにあつては、同日までに支払われ た当該給与又は退職手当等の額から 徴収することができる額)を特別徴 収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月 割額を徴収した月の翌月10日まで に、その徴収した月割額を施行規則 第5号の15様式による納入書**によつ て**納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普 通徴収税額への繰入れ)

- 2 法第321条の6第1項の通知**によつ て**変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

第46条 前条の特別徴収義務者は、月 割額を徴収した月の翌月10日まで に、その徴収した月割額を施行規則 第5号の15様式**又は第5号の15の2様** <u>式</u>による納入書<u>により</u>納入しなけれ ばならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普 通徴収税額への繰入れ)

- 第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により り給与所得に係る特別徴収されないことなった場合には、特別徴収されないことなった場合には、特別徴収されないこととなった場合はは、特別徴収されないこととなった。 金額に相当する税額は、特別徴収なた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に対れての納期において、その日以後には直ちいよりでは、普通徴収の方法により徴収する。
- 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収 税額に係る個人の町民税の納税者に ついて、既に特別徴収義務者から町 に納入された給与所得に係る特別徴 収税額が当該納税者から徴収すべき 給与所得に係る特別徴収税額を超え る場合(徴収すべき給与所得に係る 特別徴収税額がない場合を含む。)に おいて当該納税者の未納に係る徴収 金があるときは、当該過納又は誤納 に係る税額は、法第17条の2の2第1 項第2号に規定する市町村徴収金関 係過誤納金とみなして、同条第3項、 第6項及び第7項の規定を適用する ことができるものとし、当該市町村 徴収金関係過誤納金により当該納 税者の未納に係る徴収金を納付し、 又は納入することを委託したもの

(公的年金等に係る所得に係る個人 の町民税の特別徴収)

第47条の2 個人の町民税の納税義務 者が当該年度の初日の属する年の前 年中において公的年金等の支払を受 けた者であり、かつ、同日において 老齢等年金給付(法第321条の7の2第 1項の老齢等年金給付をいう。以下こ の節において同じ。)の支払を受けて いる年齢65歳以上の者(特別徴収の 方法**によつて**徴収することが著しく 困難であると認められるものとして 次に掲げるものを除く。以下この節 において「特別徴収対象年金所得者」 という。)である場合においては、当 該納税義務者の前年中の公的年金等 に係る所得に係る所得割額及び均等 割額の合算額(当該納税義務者に係 る均等割額を第44条第1項の規定に より特別徴収の方法によって徴収す る場合においては、公的年金等に係 る所得に係る所得割額。以下この条 及び第47条の5において同じ。)の2分 の1に相当する額(以下この節におい て「年金所得に係る特別徴収税額」 という。)を当該年度の初日の属する 年の10月1日から翌年の3月31日まで の間に支払われる老齢等年金給付か ら当該老齢等年金給付の支払の際に 特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

- (2) 特別徴収の方法**によつて**徴収 することとした場合には当該年度 において当該老齢等年金給付の支 払を受けないこととなると認めら れる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当

とみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人 の町民税の特別徴収)

第47条の2 個人の町民税の納税義務 者が当該年度の初日の属する年の前 年中において公的年金等の支払を受 けた者であり、かつ、同日において 老齢等年金給付(法第321条の7の2第 1項の老齢等年金給付をいう。以下こ の節において同じ。)の支払を受けて いる年齢65歳以上の者(特別徴収の 方法により徴収することが著しく困 難であると認められるものとして次 に掲げるものを除く。以下この節に おいて「特別徴収対象年金所得者」 という。)である場合には、当該納税 義務者の前年中の公的年金等に係る 所得に係る所得割額及び均等割額 (これと併せて賦課徴収を行う森林 環境税額を含む。以下この条及び第 47条の5<u>において同じ。</u>)の合算額 (当該納税義務者に係る均等割額を 第44条第1項の規定により特別徴収 の方法により徴収する場合には、公 的年金等に係る所得に係る所得割 額。以下この条及び第47条の5におい て同じ。)の2分の1に相当する額(以 下この節において「年金所得に係る 特別徴収税額」という。)を当該年度 の初日の属する年の10月1日から翌 年の3月31日までの間に支払われる 老齢等年金給付から当該老齢等年金 給付の支払の際に特別徴収の方法に より徴収する。

(1) (略)

- (2) 特別徴収の方法**により**徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当

該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得に係る所得に係る所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法**によつて**徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の 普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって微収されないこととなった金額に相当する税額収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においてはである場合においてはである場合においてはである場合においてはである場合においてはである場合においてはである場合においてはである。
- 2 法第321条の7の7第3項(法第321条 の7の8第3項において読み替えて準 用する場合を含む。)の規定により年 金所得に係る特別徴収税額又は年金 所得に係る仮特別徴収税額を特別徴 収の方法によって徴収されないこと となつた特別徴収対象年金所得者に ついて、既に特別徴収義務者から町 に納入された年金所得に係る特別徴 収税額又は年金所得に係る仮特別徴 収税額が当該特別徴収対象年金所得 者から徴収すべき年金所得に係る特 別徴収税額又は年金所得に係る仮特 別徴収税額を超える場合(徴収すべ き年金所得に係る特別徴収税額又は 年金所得に係る仮特別徴収税額がな い場合を含む。)において当該特別徴

該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得に係る所得に係る所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法**により**徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の 普通徴収税額への繰入れ)

- 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により徴収されないた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されるいこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期におり、その日以後に到来する同項の初期におり徴収するものとする。
- 法第321条の7の7第3項(法第321条 の7の8第3項において読み替えて準 用する場合を含む。)の規定により年 金所得に係る特別徴収税額又は年金 所得に係る仮特別徴収税額を特別徴 収の方法により徴収されないことと なつた特別徴収対象年金所得者につ いて、既に特別徴収義務者から町に 納入された年金所得に係る特別徴収 税額又は年金所得に係る仮特別徴収 税額が当該特別徴収対象年金所得者 から徴収すべき年金所得に係る特別 徴収税額又は年金所得に係る仮特別 徴収税額を超える場合(徴収すべき 年金所得に係る特別徴収税額又は年 金所得に係る仮特別徴収税額がない 場合を含む。)において当該特別徴収

収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の町民税の申告納付)

- 第48条 町民税を申告納付する義務が ある法人は、法第321条の8第1項、第 2項、第31項、第34項及び第35項の規 定による申告書(第9項、第10項及び 第12項において「納税申告書」とい う。)を、同条第1項、第2項、第31項 及び第35項の申告納付にあつてはそ れぞれこれらの規定による納期限ま でに、同条第34項の申告納付にあつ ては遅滞なく町長に提出し、及びそ の申告に係る税金又は同条第1項後 段及び第2項後段の規定により提出 があつたものとみなされる申告書に 係る税金を施行規則第22号の4様式 による納付書により納付しなければ ならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合<u>は</u>、法第321条の8第36項及び**第48条の12の3**に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が租税特別措置法第66条 の9の3第3項及び第9項の規定を受け る場合には、法第321条の8第37項及 び令第48条の12の3に規定するとこ

対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(法人の町民税の申告納付)

- 第48条 町民税を申告納付する義務が ある法人は、法第321条の8第1項、第 2項、第31項、第34項及び第35項の規 定による申告書(第9項、第10項及び 第12項において「納税申告書」とい う。)を、同条第1項、第2項、第31項 及び第35項の申告納付にあつてはそ れぞれこれらの規定による納期限ま でに、同条第34項の申告納付にあつ ては遅滞なく町長に提出し、及びそ の申告に係る税金又は同条第1項後 段及び第2項後段の規定により提出 があつたものとみなされる申告書に 係る税金を施行規則第22号の4様式 又は第22号の4の2様式による納付 書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び**今第48条の12の2**に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が租税特別措置法第66条 の9の3第3項及び第9項の規定**の適用** を受ける場合には、法第321条の8第 37項及び令第48条の12の3に規定す

ろにより、控除すべき額を第1項の規 定により申告納付すべき法人税割額 から控除する。

4 (略)

- 5 法第321条の8第34項に規定する申 告書(同条第33項の規定による申告 書を含む。以下この項において同 じ。)に係る税金を納付する場合に は、当該税金に係る同条第1項、第2 項又は第31項の納期限(納期限の延 長があったときは、その延長された 納期限とする。第7項第1号において 同じ。)の翌日から納付の日までの間 の日数に応じ、当該税額に年14.6パ ーセント(申告書を提出した日(同条 第35項の規定の適用がある場合にお いて、当該申告書が、その提出期限 前に提出されたときは、当該提出期 限)までの期間又はその期間の末日 の翌日から1月を経過する日までの 期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当 する延滞金を加算して施行規則第22 号の4様式による納付書により納付 しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第 321条の8第1項、第2項又は第31項に 規定する申告書を提出した日(当該 申告書が、その提出期限前に提出さ れた場合には、当該申告書の提出期 限)の翌日から1年を経過する日後に 同条第34項に規定する申請書を提出 したときは、詐欺その他不正の行為 により町民税を免れた法人が法第32 1条の11第1項又は第3項の規定によ る更正があるべきことを予知して当 該申告書を提出した場合を除き、当 該年1年を経過する日の翌日から当 該申告書を提出した日(法第321条の 8第35項の規定の適用がある場合に おいて、当該申告書がその提出期限

るところにより、控除すべき額を第 1項の規定により申告納付すべき法 人税割額から控除する。

4 (略)

- 5 法第321条の8第34項に規定する申 告書(同条第33項の規定による申告 書を含む。以下この項において同 じ。)に係る税金を納付する場合に は、当該税金に係る同条第1項、第2 項又は第31項の納期限(納期限の延 長があったときは、その延長された 納期限とする。第7項第1号において 同じ。)の翌日から納付の日までの期 間の日数に応じ、当該税額に年14.6 パーセント(申告書を提出した日(同 条第35項の規定の適用がある場合に おいて、当該申告書がその提出期限 前に提出されたときは、当該提出期 限)までの期間又はその期間の末日 の翌日から1月を経過する日までの 期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当 する延滞金を加算して施行規則第22 号の4様式**又は第22号の4の2様式**に よる納付書により納付しなければな らない。
- 6 前項の場合において、法人が法第 321条の8第1項、第2項又は第31項に 規定する申告書を提出した日(当該 申告書がその提出期限前に提出さ れた場合には、当該申告書の提出期 限)の翌日から1年を経過する日後に 同条第34項に規定する申告書を提出 したときは、詐欺その他不正の行為 により町民税を免れた法人が法第32 1条の11第1項又は第3項の規定によ る更正があるべきことを予知して当 該申告書を提出した場合を除き、当 該1年を経過する日の翌日から当該 申告書を提出した日(法第321条の8 第35項の規定の適用がある場合にお いて、当該申告書がその提出期限前

前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

$7 \sim 9$ (略)

10 前項の規定により行われた同項の 申告については、申告書記載事項が 記載された納税申告書により行われ たものとみなして、この条例又は規 則の規定を適用する。

11~16 (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の町民税の納税者は、法 第321条の12の規定に基づく納付の 告知を受けた場合には、当該**不足額** を当該通知書の指定する期限まで に、施行規則第22号の4様式による納 付書により納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足 税額に法第321条の8第1項、第2項又 は第31項の納期限(同条第35項の申 告納付に係る法人税割に係る不足税 額がある場合には、同条第1項又は第 2項の納期限とし、納期限の延長があ つた場合には、その延長された納期 限とする。第4項第1号において同 じ。)の翌日から納付の日までの期間 の日数に応じ、年14.6パーセント(前 項の納期限までの期間又は当該納期 限の翌日から1月を経過する日まで の期間については、年7.3パーセン ト)の割合を乗じて計算した金額に 相当する延滞金を加算して納付しな ければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の 11第1項又は第3項の規定による更正 の通知をした日が**法第321条の8第1 項**、第2項又は第31項に規定する申告 書を提出した日(当該申告書が<u>その</u> 提出期限前に提出された場合には、

に提出されたときは、当該申告書の 提出期限)までの期間は、延滞金の計 算の基礎となる期間から控除する。

$7 \sim 9$ (略)

10 前項の規定により行われた同項の 申告については、申告書記載事項が 記載された納税申告書により行われ たものとみなして、この条例又は<u>こ</u> れに基づく規則の規定を適用する。

11~16 (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の町民税の納税者は、法 第321条の12の規定に基づく納付の 告知を受けた場合には、当該**不足税 額**を当該通知書の指定する期限まで に、施行規則第22号の4様式**又は第2 2号の4の2様式**による納付書により 納付しなければならない。
- 2 前項の場合には、その不足税額に 法第321条の8第1項、第2項又は第31 項の納期限(同条第35項の申告納付 に係る法人税割に係る不足税額があ る場合には、同条第1項又は第2項の 納期限とし、納期限の延長があった 場合には、その延長された納期限と する。第4項第1号において同じ。)の 翌日から納付の日までの期間の日数 に応じ、年14.6パーセント(前項の納 期限までの期間又は当該納期限の翌 日から1月を経過する日までの期間 については、年7.3パーセント)の割 合を乗じて計算した金額に相当する 延滞金額を加算して納付しなければ ならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の 11第1項又は第3項の規定による更正 の通知をした日が、法第321条の8第 1項、第2項又は第31項に規定する申 告書を提出した日(当該申告書が<u>そ</u> の提出期限前に</u>提出された場合に

当該申告書の提出期限)の翌日から1 年を経過する日後であるときは、詐 欺その他不正の行為により町民税を 免れた場合を除き、当該1年を経過す る日の翌日から当該通知をした日 (法人税に係る修正申告書を提出し、 又は法人税に係る修正申告書を提出し、 又は法人税に係る更正若しくは決定 がされたことによる更正に係るも にあつては、当該修正申告書を提出 した日又は国の税務官署が更正若し くは決定の通知をした日)までの期 間は、延滞金の計算の基礎となる期 間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき 税額を増加させる更正(これに類す るものを含む。以下この項において 「増額更正」という。)があつたとき (当該増額更正に係る町民税につい て法第321条の8第1項、第2項又は第 31項に規定する申告書(以下この項 において「当初申告書」という。)が 提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を 減少させる更正(これに類するもの を含む。以下この項において「減額 更正」という。)があつた後に、当該 増額更正があつたときに限る。)は、 当該増額更正により納付すべき税額 (当該当初申告書に係る税額(還付金 の額に相当する税額を含む。)に達す るまでの部分に相当する税額に限 る。)については、前項の規定にかか わらず、次に掲げる期間(詐偽その他 不正の行為により町民税を免れた法 人についてされた当該増額更正によ り納付すべき町民税又は令第48条の 15の4第4項に規定する町民税にあつ ては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間か ら控除する。
 - (1) (略)
 - (2) 当該減額更正の通知した日

は、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日の翌日から当該通知をしたし、以法人税に係る修正申告書を提出決てがされたことによる更正に係るを正申告書を提出しては、当該修正申告書を提出しては決定の通知をした日又は国の税務官署が更正の通知をした日又は国の税務官署が更正の通知をした日又は国の税務官署が更正の規制に、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき 税額を増加させる更正(これに類す るものを含む。以下この項において 「増額更正」という。)があつたとき (当該増額更正に係る町民税につい て法第321条の8第1項、第2項又は第 31項に規定する申告書(以下この項 において「当初申告書」という。)が 提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を 減少させる更正(これに類するもの を含む。以下この項において「減額 更正」という。)があつた後に、当該 増額更正があつたときに限る。)は、 当該増額更正により納付すべき税額 (当該当初申告書に係る税額(還付金) の額に相当する税額を含む。)に達す るまでの部分に相当する税額に限 る。)については、前項の規定にかか わらず、次に掲げる期間(詐偽その他 不正の行為により町民税を免れた法 人についてされた当該増額更正によ り納付すべき町民税又は令第48条の 15の4第4項に規定する町民税にあつ ては、第1号に掲げる期間に限る。) を延滞金の計算の基礎となる期間か ら控除する。

- (1) (略)
- (2) 当該減額更正の通知した日

(当該減額更正の通知した日(当 該減額更正が、更正の請求に基づ くもの(法人税に係る更正による ものを除く。)である場合又は法人 税に係る更正(法人税に係る更正 の請求に基づくものに限る。)によ るものである場合には、当該減額 更正の通知をした日の翌日から起 算して1年を経過する日)の翌日か ら当該増額更正の通知をした日 (法人税に係る修正申告書を提出 し、又は法人税に係る更正若しく は決定がされたことによる更正に 係るものにあつては、当該修正申 告書を提出した日又は国の税務官 署が更正若しくは決定の通知をし た日)までの期間

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は、1台 について、それぞれ当該各号に定め る額とする。
 - (1) 原動機付自転車
 - ア 総排気量が0.05リットル以下 のもの又は定格出力が0.6キロ ワット以下のもの(エに掲げる ものを除く。) 年額 2,000円
 - イ 2輪のもので、総排気量が0.0 5リットルを超え、0.09リットル 以下のもの又は定格出力が0.6 キロワットを超え<u>0.8キロワッ</u> <u>ト</u>以下のもの 年額 2,000円
 - ウ 2輪のもので、総排気量が0.0 9リットルを超えるもの又は定 格出力が0.8キロワットを超え るもの 年額 2,400円
 - エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの**及び**側面が

(当該減額更正が、更正の請求に基 づくもの(法人税に係る更正によ るものを除く。)である場合又は法 人税に係る更正(法人税に係る更 正の請求に基づくものに限る。)に よるものである場合には、当該減 額更正の通知をした日の翌日から 起算して1年を経過する日)の翌日 から当該増額更正の通知をした日 (法人税に係る修正申告書を提出 し、又は法人税に係る更正若しく は決定がされたことによる更正に 係るものにあつては、当該修正申 告書を提出した日又は国の税務官 署が更正若しくは決定の通知をし た日)までの期間

(種別割の税率)

- 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は、1台 について、それぞれ当該各号に定め る額とする。
 - (1) 原動機付自転車
 - ア 総排気量が0.05リットル以下 のもの又は定格出力が0.6キロ ワット以下のもの(エに掲げる ものを除く。) 年額 2,000円
 - イ 2輪のもので、総排気量が0.0 5リットルを超え、0.09リットル 以下のもの又は定格出力が0.6 キロワットを超え、0.8キロワ ット 以下のもの 年額 2,000 円
 - ウ 2輪のもので、総排気量が0.0 9リットルを超えるもの又は定 格出力が0.8キロワットを超え るもの 年額 2,400円
 - エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構

構造上開放されている車室を備え、かつ<u>輪距が</u>0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) • (3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税 を申告納付すべき者(以下この節に おいて「申告納税者」という。)は、 毎月末日までに、前月の初日から末 日までの間における売渡し等に係る 製造たばこの品目ごとの課税標準た る本数の合計数(以下この節におい て「課税標準数量」という。)及び当 該課税標準数量に対するたばこ税 額、第96条第1項の規定により免除を 受けようとする場合にあつては同項 の適用を受けようとする製造たばこ に係るたばこ税額並びに次条第1項 の規定により控除を受けようとする 場合にあつては同項の適用を受けよ うとするたばこ税額その他必要な事 項を記載した施行規則第34号の2様 式による申告書を町長に提出し、及 びその申告に係る税金を施行規則第 34号の2の5様式による納付書によつ て納付しなければならない。この場 合において、当該申告書には、第96 条第3項に規定する書類及び次条第1 項の返還に係る製造たばこの品目ご との数量についての明細を記載した 施行規則第16号の5様式による書類 を添付しなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

(略)

造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの年額3,700円

(2) • (3) (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税 を申告納付すべき者(以下この節に おいて「申告納税者」という。)は、 毎月末日までに、前月の初日から末 日までの間における売渡し等に係る 製造たばこの品目ごとの課税標準た る本数の合計数(以下この節におい て「課税標準数量」という。)及び当 該課税標準数量に対するたばこ税 額、第96条第1項の規定により免除を 受けようとする場合にあつては同項 の適用を受けようとする製造たばこ に係るたばこ税額並びに次条第1項 の規定により控除を受けようとする 場合にあつては同項の適用を受けよ うとするたばこ税額その他必要な事 項を記載した施行規則第34号の2様 式による申告書を町長に提出し、及 びその申告に係る税金を施行規則第 34号の2の5様式**又は第34号の2の5 の2様式**による納付書によつて納付 しなければならない。この場合にお いて、当該申告書には、第96条第3項 に規定する書類及び次条第1項の返 還に係る製造たばこの品目ごとの数 量についての明細を記載した施行規 則第16号の5様式による書類を添付 しなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

(略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長さいて開きがあったときは、その延長さいて同じ。)の翌日から納付の日までは、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出したら1日までの期間又はその日の翌日から1日までの期間又はその日の翌日から1日を経過する日までの期間につか乗る日までの期間につか乗るでは、年7.3パーセント)の割合を乗金額による納付書による納付書による納付書による納付書による納付書によるがい。

(たばこ税に係る不足税額等の納付 手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法 第481条、第483条又は第484条の規定 に基づく納付の告知を受けた場合に は、当該不足税額又は過少申告加算 金額、不申告加算金額若しくは重加 算金額を、当該通知書の指定する期 限までに、施行規則第34号の2の5様 式による納付書によつて納付しなけ ればならない。

2 (略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から**令和6年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が、送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税

前項の修正申告書に係る税金を納 付する場合には、当該税金に係る第 1項又は第2項の納期限(納期限の延 長があつたときは、その延長された 納期限。第101条第2項において同 じ。)の翌日から納付の日までの期間 の日数に応じ、当該税額に年14.6パ ーセント(修正申告書を提出した日 までの期間又はその日の翌日から1 月を経過する日までの期間について は、年7.3パーセント)の割合を乗じ て計算した金額に相当する延滞金額 を加算して、施行規則第34号の2の5 様式**又は第34号の2の5の2様式**によ る納付書によって納付しなければな らない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付 手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法 第481条、第483条又は第484条の規定 に基づく納付の告知を受けた場合に は、当該不足税額又は過少申告加算 金額、不申告加算金額若しくは重加 算金額を、当該通知書の指定する期 限までに、施行規則第34号の2の5様 式**又は第34号の2の5の2様式**による 納付書によつて納付しなければなら ない。

2 (略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から**令和9年度**までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が**送達される時**までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特

特別措置法第25条第1項に規定する 事業所得の明細に関する事項の記載 があるとき(これらの申告書にその 記載がないことについてやむを得な い理由があると町長が認めるときを 含む。次項において同じ。)は、当該 事業所得に係る町民税の所得割の額 を免除する。

2 · 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3 の2までの規定の適用がある各年度 分の固定資産税に限り、第61条第8項 中「又は第349条の3の4から第349条 の5まで」とあるのは、「若しくは第 349条の3の4から第349条の5まで又 は附則第15条から第15条の3の2ま で」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例 で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法**附則第15条第15項**に規定する 条例で定める割合は5分の3(都市再 生特別措置法(平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生 緊急整備地域における法**附則第15 条第15項**に規定する条例で定める 割合は5分の3)とする。
- 3 法**附則第15条第23項第2号**に規定 する条例で定める割合は2分の1とす る。
- 4 法**附則第15条第24項第2号**に規定 する条例で定める割合は2分の1とす る。
- 5 法**附則第15条第26項第1号**イに規定する設備について同号に規定する 割合は3分の2とする。
- 6 法**附則第15条第26項第1号ロ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は3分の2とする。

別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 • 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3 の2まで**又は第63条**の規定の適用が ある各年度分の固定資産税に限り、 第61条第8項中「又は第349条の3の4 から第349条の5まで」とあるのは、 「若しくは第349条の3の4から第349 条の5まで又は附則第15条から第15 条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とす る。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法**附則第15条第14項**に規定する 条例で定める割合は5分の3(都市再 生特別措置法(平成14年法律第22号) 第2条第5項に規定する特定都市再生 緊急整備地域における法**附則第15 条第14項**に規定する条例で定める 割合は5分の3)とする。
- 3 法**附則第15条第22項第2号**に規定 する条例で定める割合は2分の1とす る。
- 4 法**附則第15条第23項第2号**に規定 する条例で定める割合は2分の1とす る。
- 5 法**附則第15条第25項第1号** に規定する設備について同号に規定する割合は3分の2とする。
- 6 法**附則第15条第25項第1号ロ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は3分の2とする。

- 7 法**附則第15条第26項第1号ハ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は3分の2とする。
- 8 法**附則第15条第26項第1号二**に規 定する設備について同号に規定する 割合は3分の2とする。
- 9 法**附則第15条第26項第2号イ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は4分の3とする。
- 10 法**附則第15条第26項第2号ロ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は4分の3とする。
- 11 法**附則第15条第26項第3号** に規 定する設備について同号に規定する 割合は2分の1とする。
- 12 法**附則第15条第26項第3号ロ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は2分の1とする。
- 13 法**附則第15条第26項第3号ハ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は2分の1とする。
- 14 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の 減額の規定の適用を受けようとする 者がすべき申告)

第10条の3 (略)

- 2 法附則第15条の7第1項又は第2項 の住宅について、これらの規定の適 用を受けようとする者は、当該年度 の初日<u>に</u>属する年の1月31日までに 次に掲げる事項を記載した申告書に 施行規則附則第7条第3項に規定する 書類を添付して町長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 家屋の建築年月日、登記年月 日及び当該家屋を**住居**の用に供し た年月日

- 7 法**附則第15条第25項第1号ハ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は3分の2とする。
- 8 法**附則第15条第25項第1号二**に規 定する設備について同号に規定する 割合は3分の2とする。
- 9 法**附則第15条第25項第2号イ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は4分の3とする。
- 10 法**附則第15条第25項第2号ロ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は4分の3とする。
- 11 法**附則第15条第25項第3号イ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は2分の1とする。
- 12 法**附則第15条第25項第3号ロ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は2分の1とする。
- 13 法**附則第15条第25項第3号ハ**に規 定する設備について同号に規定する 割合は2分の1とする。

14 (略)

15 法附則第15条の9の3第1項に規定 する条例で定める割合は3分の1と する。

(新築住宅等に対する固定資産税の 減額の規定の適用を受けようとする 者がすべき申告)

第10条の3 (略)

- 2 法附則第15条の7第1項又は第2項 の住宅について、これらの規定の適 用を受けようとする者は、当該年度 の初日**②**属する年の1月31日までに 次に掲げる事項を記載した申告書に 施行規則附則第7条第3項に規定する 書類を添付して町長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 家屋の建築年月日、登記年月 日及び当該家屋を**居住**の用に供し た年月日

(4) (略)

3 (略)

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を**評する**書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

5 (略)

- 6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類<u>、</u> **構造**及び床面積
 - (3) (略)
- $7 \sim 11$ (略)

(4) (略)

3 (略)

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(3)$ (略)

5 (略)

- 6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類 及び床面積
 - (3) (略)

 $7 \sim 11$ (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定 する特定マンションに係る区分所 有に係る家屋について、同項の規定 の適用を受けようとする者は、当該 特定マンションに係る同項に規定 する工事が完了した日から3月以内 に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則附則第7条第16項各号 に掲げる書類を添付して町長に提 出しなければならない。

- 12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - $(1)\sim(4)$ (略)
 - (5) 施行規則附則**第7条第13項**に 規定する補助の算定の基礎となつ た当該耐震基準適合家屋に係る耐 震改修に要した費用
 - (6) (略)
- 13 法附則第15条の11第1項の改修実 演芸術公演施設について、同項の規 定の適用を受けようとする者は、同 項に規定する利便性等向上改修工事 が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に高齢 者、障害者等の移動等の円滑化の促

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は 名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しな い者にあつては、住所及び氏名又 は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類 及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記 年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3 月を経過した後に申告書を提出 する場合には、3月以内に提出す ることができなかつた理由
- 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附別第7条第17項に規定する補助に発力を確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則的第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たして野り項に規定する基準を満たして財とを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - $(1)\sim(4)$ (略)
 - (5) 施行規則附則**第7条第17項**に 規定する補助の算定の基礎となつ た当該耐震基準適合家屋に係る耐 震改修に要した費用
 - (6) (略)
- 14 法附則第15条の11第1項の改修実 演芸術公演施設について、同項の規 定の適用を受けようとする者は、同 項に規定する利便性等向上改修工事 が完了した日から3月以内に、次に掲 げる事項を記載した申告書に高齢 者、障害者等の移動等の円滑化の促

進に関する法律施行規則(平成18年 国土交通省令第110号)第10条第2項 に規定する**第四号による**通知書の 写し及び主として劇場、音楽堂等の 活性化に関する法律(平成24年法律 第49号)第2条第2項に規定する実演 芸術の公演の用に供する施設である 旨を証する書類を添付して町長に提 出しなければならない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

<u>(軽自動車税の環境性能割の非課</u>税)

第15条の2 法第451条第1項第1号 (同条第4項又は第5項において準用 する場合を含む。)に掲げる3輪以上 の軽自動車(自家用のものに限る。 以下この条において同じ。)に対し ては、当該3輪以上の軽自動車の取 得が令和元年10月1日から令和3年1 2月31日までの間(附則第15条の6第 3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第80条第1 項の規定にかかわらず、軽自動車税 の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

- 2 (略)
- 3 道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつた時は、その延長があつた時は、その延長があつた場合に知った場合に対した納期限)後に知つた場合に対した当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段(当該申請をした者に必要な情報を直接又は同手段を含む。)により国土交通大臣の認

進に関する法律施行規則(平成18年 国土交通省令第110号)第10条第2項 に規定する通知書の写し及び主とし て劇場、音楽堂等の活性化に関する 法律(平成24年法律第49号)第2条第2 項に規定する実演芸術の公演の用に 供する施設である旨を証する書類を 添付して町長に提出しなければなら ない。

 $(1)\sim(6)$ (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

- 2 (略)
- 3 道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長があつたときは、その延長があつたといる。当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段を含む。)に

定等を受けたことを事由として国土 交通大臣が当該国土交通大臣の認定 等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3 輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によま第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の 特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する**第81条の5**の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する**第81条の5**(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。
- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4 (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

より国土交通大臣の認定等を受けた ことを事由として国土交通大臣が消し 該国土交通大臣の認定等を取り消、 を当まるものであるときは 表した者又はその一般承軽 を当該不足額に係る3輪以上のと を当該不足額に係る3輪以上のと を当該不足額に規定する申告 定によりその例によることも 法第161条第1項に規定する申告 提出すべき当該3輪以上の軽自動 で 表 り取得者とみなして、 軽自動車税 の 環境性能割に関する規定を る。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する**第81条の4**の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する**第81条の4**(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度別後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2 号に掲げる3輪以上の軽自動車に対 する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が**令和2年4月1日 から令和3年3月31日まで**の間に初 回車両番号指定を受けた場合には**令 和3年度分**の軽自動車税の種別割に 限り、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2 号に掲げる法第446条第1項第3号に 規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」 という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ) 3,900円 2,000円

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度別とで14年を経過した月の属する年度別に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2 号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が**令和4年4月1日から令和8年3月31日まで**の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた目の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

第2号ア(ウ)	6, 900円	3,500円
<u>a</u>	10,800円	5, 400円
第2号ア(ウ)	3,800円	1, 900円
<u>b</u>	<u>5,000円</u>	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2 号に掲げるガソリン軽自動車のう ち3輪以上のもの(前項の規定の適 用を受けるものを除く。)に対する 第82条の規定の適用については、当 該ガソリン軽自動車が令和2年4月1 日から令和3年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合に は令和3年度分の軽自動車税の種別 割に限り、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6, 900円	5, 200円
<u>a</u>	10,800円	8, 100円
第2号ア(ウ)	3,800円	2, 900円
<u>b</u>	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2 号に掲げる3輪以上の軽自動車のう ち、自家用の乗用のものに対する第 82条の規定の適用については、当該 軽自動車が令和3年4月1日から令和 4年3月31日までの間に初回車両番 号指定を受けた場合には令和4年度 分の軽自動車税の種別割に限り、当 該軽自動車が令和4年4月1日から令 和5年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和5年 度分の軽自動車税の種別割に限り、 第2項の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。
- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2 号に掲げる3輪以上の軽自動車(自 家用の乗用のものを除く。)に対す る第82条の規定の適用については、

当該軽自動車が令和3年4月1日から 令和4年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には令和4 年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該軽自動車が令和4年4月1日 から令和5年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には 令和5年度分の軽自動車税の種別割 に限り、第2項の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

- 7 法附則第30条第7項の規定の適用 を受ける3輪以上のガソリン軽自動 車(営業用の乗用のものに限る。)に 対する第82条の規定の適用について は、当該ガソリン軽自動車が令和3 年4月1日から令和4年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた 場合には令和4年度分の軽自動車税 の種別割に限り、当該ガソリン軽自 動車が令和4年4月1日から令和5年3 月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には令和5年度分の軽 自動車税の種別割に限り、**第3項の** 表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ **同表の右欄に掲げる字句**とする。
- 8 法**附則第30条第8項**の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には今和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項
- 3 法附則第30条第3項の規定の適用 を受ける3輪以上の法第446条第1項 第3号に規定するガソリン軽自動車 (以下この項及び次項において「ガ ソリン軽自動車」という。)(営業用 の乗用のものに限る。)に対する第8 2条の規定の適用については、当該ガ ソリン軽自動車が令和4年4月1日か ら令和8年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には、当 該初回車両番号指定を受けた日の 属する年度の翌年度分の軽自動車 税の種別割に限り、同条第2号ア (イ)中「3,900円」とあるのは「2.0 00円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」 **とあるのは「3,500円」**とする。
- 4 法<u>附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から**令和7年3月31日**までの間に初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」

の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の 特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から**第8項**までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>10</u>0分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地 等を譲渡した場合の長期譲渡所得に 係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年 度までの各年度分の個人の町民税に 限り、所得割の納税義務者が前年中 に前条第1項に規定する譲渡所得の 基因となる土地等(租税特別措置法 第31条第1項に規定する土地等をい う。以下この条において同じ。)の譲 渡(同項に規定する譲渡をいう。以下 この条において同じ。)をした場合に おいて、当該譲渡が、優良住宅地等 のための譲渡(法附則第34条の2第1 項に規定する優良住宅地等のための 譲渡をいう。)に該当するときにおけ る前条第1項に規定する譲渡所得(次 条の規定の適用を受ける譲渡所得を 除く。次項において同じ。)に係る課 税長期譲渡所得金額に対して課する 町民税の所得割の額は、前条第1項の とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から**第4項**までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>10</u>0分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地 等を譲渡した場合の長期譲渡所得に 係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年 度までの各年度分の個人の町民税に 限り、所得割の納税義務者が前年中 に前条第1項に規定する譲渡所得の 基因となる土地等(租税特別措置法 第31条第1項に規定する土地等をい う。以下この条において同じ。)の譲 渡(同項に規定する譲渡をいう。以下 この条において同じ。)をした場合に おいて、当該譲渡が優良住宅地等の ための譲渡(法附則第34条の2第1項 に規定する優良住宅地等のための譲 渡をいう。)に該当するときにおける 前条第1項に規定する譲渡所得(次条 の規定の適用を受ける譲渡所得を除 く。次項において同じ。)に係る課税 長期譲渡所得金額に対して課する町 民税の所得割の額は、前条第1項の規 規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令 和5年度までの各年度分の個人の町 民税に限り、所得割の納税義務者が 前年中に前条第1項に規定する譲渡 所得の基因となる土地等の譲渡をし た場合において、当該譲渡が確定優 良住宅地等予定地のための譲渡(法 附則第34条の2第5項に規定する確定 優良住宅地等予定地のための譲渡を いう。以下この項において同じ。)に 該当するときにおける前条第1項に 規定する譲渡所得に係る課税長期譲 渡所得金額に対して課する町民税の 所得割について準用する。この場合 において、当該譲渡が法附則第34条 の2第10項の規定に該当することと なるときは、当該譲渡は確定優良住 宅地等予定地のための譲渡ではなか つたものとみなす。
- 3 第1項(前項において、**準用する**場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る 寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、**前年** 中に新型コロナウイルス感染症等の 影響に対応するための国税関係法律 の臨時特例に関する法律(令和2年法 定にかかわらず、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定め る金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

- 前項の規定は、昭和63年度から今 和8年度までの各年度分の個人の町 民税に限り、所得割の納税義務者が 前年中に前条第1項に規定する譲渡 所得の基因となる土地等の譲渡をし た場合において、当該譲渡が確定優 良住宅地等予定地のための譲渡(法 附則第34条の2第5項に規定する確定 優良住宅地等予定地のための譲渡を いう。以下この項において同じ。)に 該当するときにおける前条第1項に 規定する譲渡所得に係る課税長期譲 渡所得金額に対して課する町民税の 所得割について準用する。この場合 において、当該譲渡が法附則第34条 の2第10項の規定に該当することと なるときは、当該譲渡は確定優良住 宅地等予定地のための譲渡ではなか つたものとみなす。
- 3 第1項(前項において**準用する**場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型 コロナウイルス感染症等の影響に対 応するための国税関係法律の臨時特 例に関する法律(令和2年法律第25 ### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)### (1995)</th

第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若りくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同人を第1項に規定する指定期間内に対策をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7の規定を適用する。

号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出してものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による 改正後の町税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部 分を除く。) 令和5年7月1日
- 2 第 33 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同 条に 1 項を加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 15 条の 2 の 2 の改正規定(同条第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改める部分に限る。)及び附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並びに附則第 4 条第 1 項(新条例 附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)及び第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- 3 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (町民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの 固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第82条第1号二及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の 施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税 の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対 して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、な お従前の例による。

議案第2号

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年4月28日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前

(特例対象被保険者等に係る国民健 康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義 務者である世帯主又はその世帯に属 する国民健康保険の被保険者若しく は特定同一世帯所属者が特例対象被 保険者等(法第703条の5の2第2項に 規定する特例対象被保険者等とい う。**第24条の2**において同じ。)であ る場合における第3条及び前条第1項 の規定の適用については、第3条第1 項中「規定する総所得金額」とある のは「規定する総所得金額(第23条の 2に規定する特例対象被保険者等の 総所得金額に給与所得が含まれてい る場合においては、当該給与所得に ついては、所得税法第28条第2項の規 定によって計算した金額の100分の3 0に相当する金額によるものとする。 次項において同じ。)」と、「同条第 2項」とあるのは「法第314条の2第2 項」と、前条第1項第1号中「総所得 金額及び」とあるのは「総所得金額 (次条に規定する特例対象被保険者 等の総所得金額に給与所得が含まれ ている場合においては、当該給与所 得については、所得税法第28条第2項

改正後

(特例対象被保険者等に係る国民健 康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義 務者である世帯主又はその世帯に属 する国民健康保険の被保険者若しく は特定同一世帯所属者が特例対象被 保険者等(法第703条の5の2第2項に 規定する特例対象被保険者等とい う。**第24条の2第1項**において同じ。) である場合における第3条及び前条 第1項の規定の適用については、第3 条第1項中「規定する総所得金額」と あるのは「規定する総所得金額(第2 3条の2に規定する特例対象被保険者 等の総所得金額に給与所得が含まれ ている場合においては、当該給与所 得については、所得税法第28条第2項 の規定によって計算した金額の100 分の30に相当する金額によるものと する。次項において同じ。)」と、「同 条第2項」とあるのは「法第314条の 2第2項」と、前条第1項第1号中「総 所得金額及び」とあるのは「総所得 金額(次条に規定する特例対象被保 険者等の総所得金額に給与所得が含 まれている場合においては、当該給 与所得については、所得税法第28条 の規定によって計算した金額の100 分の30に相当する金額によるものと する。次号((及び第3号))において同 じ。)」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告) 第24条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民 健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に 属する国民健康保険の被保険者若し くは特定同一世帯所属者が、前年中 に所得税法第35条第3項に規定する 公的年金等に係る所得について同条 第4項に規定する公的年金等控除額 (年齢65歳以上である者に係るもの に限る。)の控除を受けた場合におけ る**第23条第1項の**規定の適用につい ては、**同条**中「法第703条の5第1項に 規定する総所得金額及び山林所得金 額」とあるのは「法第703条の5第1項 に規定する総所得金額(所得税法第3 5条第3項に規定する公的年金等に係 る所得については、同条第2項第1号 の規定によって計算した金額から15 万円を控除した金額によるものとす る。)及び山林所得金額」と、「110 万円 | とあるのは「125万円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係 る国民健康保険税の課税の特例)
- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同

第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号((及び第3号))において同じ。)」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告) 第24条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) 又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。) の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民 健康保険税の課税の特例)

- 当分の間、世帯主又はその世帯に 属する国民健康保険の被保険者若し くは特定同一世帯所属者が、前年中 に所得税法第35条第3項に規定する 公的年金等に係る所得について同条 第4項に規定する公的年金等控除額 (年齢65歳以上である者に係るもの に限る。)の控除を受けた場合におけ る**第23条の**規定の適用については、 **同条第1項**中「法第703条の5第1項に 規定する総所得金額及び山林所得金 額」とあるのは「法第703条の5第1項 に規定する総所得金額(所得税法第3 5条第3項に規定する公的年金等に係 る所得については、同条第2項第1号 の規定によって計算した金額から15 万円を控除した金額によるものとす る。)及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125万円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係 る国民健康保険税の課税の特例)
- 3 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同

一世帯所属者が法附則第33条の2第5 項の配当所得等を有する場合におけ る第3条、第6条、第8条及び第23条第 1項の規定の適用については、第3条 第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに法附 則第33条の2第5項に規定する上場株 式等に係る配当所得等の金額」と、 「同条第2項」とあるのは「法第314 条の2第2項」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額又は法附則第33条の 2第5項に規定する上場株式等に係る 配当所得等の金額」と、第23条第1項 中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第 33条の2第5項に規定する上場株式等 に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険 税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が、法附則第34条第4項 の譲渡所得を有する場合における第 3条、第6条、第8条及び**第23条第1項** の規定の適用については、第3条第1 項中「及び山林所得金額の合計額か ら同条第2項」とあるのは「及び山林 所得金額並びに法附則第34条第4項 に規定する長期譲渡所得金額(租税 特別措置法(昭和32年法律第26号)第 33条の4第1項若しくは第2項、第34条 第1項、第34条の2第1項、第34条の3 第1項、第35条第1項、第35条の2第1 項、第35条の3第1項又は第36条の規 定に該当する場合には、これらの規 定の適用により同法第31条第1項に 規定する長期譲渡所得の金額から控 除する金額を控除した金額。以下こ の項において「控除後の長期譲渡所 得の金額」という。)の合計額から第 314条の2第2項」と、「及び山林所得 一世帯所属者が法附則第33条の2第5 項の配当所得等を有する場合におけ る第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項 中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第 33条の2第5項に規定する上場株式等 に係る配当所得等の金額」と、「同 条第2項」とあるのは「法第314条の 2第2項」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山 林所得金額又は法附則第33条の2第5 項に規定する上場株式等に係る配当 所得等の金額」と、第23条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び 山林所得金額並びに法附則第33条の 2第5項に規定する上場株式等に係る 配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険 税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が、法附則第34条第4項 の譲渡所得を有する場合における第 3条、第6条、第8条及び**第23条の**規定 の適用については、第3条第1項中「及 び山林所得金額の合計額から同条第 2項」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第34条第4項に規定す る長期譲渡所得金額(租税特別措置 法(昭和32年法律第26号)第33条の4 第1項若しくは第2項、第34条第1項、 第34条の2第1項、第34条の3第1項、 第35条第1項、第35条の2第1項、第3 5条の3第1項又は第36条の規定に該 当する場合には、これらの規定の適 用により同法第31条第1項に規定す る長期譲渡所得の金額から控除する 金額を控除した金額。以下この項に おいて「控除後の長期譲渡所得の金 額」という。)の合計額から第314条 の2第2項」と、「及び山林所得金額 金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額、又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が法附則第35条の2第5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を 有する場合における第3条、第6条、 第8条及び第23条第1項の規定の適 用については、第3条第1項中「及び 山林所得金額」とあるのは「及び山 林所得金額並びに法附則第35条の2 第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」 とあるのは「法第314条の2第2項」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」と あるのは「若しくは山林所得金額又 は法附則第35条の2第5項に規定する 一般株式等に係る譲渡所得等の金 額」と、第23条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第35条の2第5項に 規定する一般株式等に係る譲渡所得 等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が法附則第35条の2の2 第5項の上場株式等に係る譲渡所得 等を有する場合における第3条、第6 条、第8条及び**第23条第1項の**規定の の合計額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに控除後の長期譲渡所得 の金額の合計額」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若し くは山林所得金額、又は法附則第34 条第4項に規定する長期譲渡所得の 金額」と、第23条第1項中「及び山林 所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額」とす る。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が法附則第35条の2第5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を 有する場合における第3条、第6条、 第8条及び第23条の規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第35条の2第5項に 規定する一般株式等に係る譲渡所得 等の金額」と、「同条第2項」とある のは「法第314条の2第2項」と、同条 第2項中「又は山林所得金額」とある のは「若しくは山林所得金額又は法 附則第35条の2第5項に規定する一般 株式等に係る譲渡所得等の金額」と、 第23条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並び に法附則第35条の2第5項に規定する 一般株式等に係る譲渡所得等の金 額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が法附則第35条の2の2 第5項の上場株式等に係る譲渡所得 等を有する場合における第3条、第6 条、第8条及び**第23条の**規定の適用 適用については、第3条第1項中「及 び山林所得金額」とあるのは「及び 山林所得金額並びに法附則第35条の 2の2第5項に規定する上場株式等に 係る譲渡所得等の金額」と、「同条 第2項」とあるのは「法第314条の2第 2項」と、同条第2項中「又は山林所 得金額」とあるのは「若しくは山林 所得金額又は法附則第35条の2の2第 5項に規定する上場株式等に係る譲 渡所得等の金額」と、第23条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第35条 の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国 民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が法附則第35条の4第4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得 を有する場合における第3条、第6条、 第8条及び第23条第1項の規定の適 用については、第3条第1項中「及び 山林所得金額」とあるのは「及び山 林所得金額並びに法附則第35条の4 第4項に規定する先物取引に係る雑 所得等の金額」と、「同条第2項」と あるのは「法第314条の2第2項」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」と あるのは「若しくは山林所得金額又 は法附則第35条の4第4項に規定する 先物取引に係る雑所得等の金額」と、 第23条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並び に法附則第35条の4第4項に規定する 先物取引に係る雑所得等の金額」と する。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同

については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とは法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国 民健康保険税の課税の特例)

世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が法附則第35条の4第4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得 を有する場合における第3条、第6条、 第8条及び**第23条の**規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第35条の4第4項に 規定する先物取引に係る雑所得等の 金額」と、「同条第2項」とあるのは 「法第314条の2第2項」と、同条第2 項中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は法附 則第35条の4第4項に規定する先物取 引に係る雑所得等の金額」と、第23 条第1項中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに法 附則第35条の4第4項に規定する先物 取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に 係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同

一世帯所属者が法附則第33条の3第5 項の事業所得又は雑所得を有する場 合における第3条、第6条、第8条及び 第23条第1項の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第33条の3第5項に規定 する土地等に係る事業所得等の金 額」と「同条第2項」とあるのは「法 第314条の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第33 条の3第5項に規定する土地等に係る 事業所得等の金額」と、第23条第1項 中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第 33条の3第5項に規定する土地等に係 る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が租税条約等の実施に 伴う所得税法、法人税法及び地方税 法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号。以下「租税条約等実施 特例法」という。)第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等に係る 利子所得、配当所得、譲渡所得、一 時所得及び雑所得を有する場合にお ける第3条、第6条、第8条及び第23条 第1項の規定の適用については、第3 条第1項中「及び山林所得金額の合計 額から同条第2項」とあるのは「及び 山林所得金額並びに租税条約等の実 施に伴う所得税法、法人税法及び地 方税法の特例等に関する法律(昭和4 4年法律第46号。以下「租税条約等実 施特例法」という。)第3条の2の2第 10項に規定する条約適用利子等の額 の合計額から法第314条の2第2項| と、「及び山林所得金額の合計額」

一世帯所属者が法附則第33条の3第5 項の事業所得又は雑所得を有する場 合における第3条、第6条、第8条及び 第23条の規定の適用については、第 3条第1項中「及び山林所得金額」と あるのは「及び山林所得金額並びに 法附則第33条の3第5項に規定する土 地等に係る事業所得等の金額」と「同 条第2項」とあるのは「法第314条の 2第2項」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山 林所得金額又は法附則第33条の3第5 項に規定する土地等に係る事業所得 等の金額」と、第23条第1項中「及び 山林所得金額」とあるのは「及び山 林所得金額並びに法附則第33条の3 第5項に規定する土地等に係る事業 所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が租税条約等の実施に 伴う所得税法、法人税法及び地方税 法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号。以下「租税条約等実施 特例法」という。)第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等に係る 利子所得、配当所得、譲渡所得、一 時所得及び雑所得を有する場合にお ける第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1 項中「及び山林所得金額の合計額か ら同条第2項」とあるのは「及び山林 所得金額並びに租税条約等の実施に 伴う所得税法、法人税法及び地方税 法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号。以下「租税条約等実施 特例法」という。)第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等の額の 合計額から法第314条の2第2項」と、 「及び山林所得金額の合計額」とあ とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等第1項中「及び山林所得金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が租税条約等実施特例 法第3条の2の2第12項に規定する条 約適用配当等に係る利子所得、配当 所得及び雑所得を有する場合におけ る第3条、第6条、第8条及び第23条第 1項の規定の適用については、第3条 第1項中「及び山林所得金額の合計額 から同条第2項」とあるのは「及び山 林所得金額並びに租税条約等の実施 に伴う所得税法、法人税法及び地方 税法の特例等に関する法律(昭和44 年法律第46号。以下「租税条約等実 施特例法」という。)第3条の2の2第 12項に規定する条約適用配当等の額 の合計額から法第314条の2第2項 | と、「及び山林所得金額の合計額」 とあるのは「及び山林所得金額並び に租税条約等実施特例法第3条の2の 2第12項に規定する条約適用配当等 の額の合計額」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若し くは山林所得金額又は租税条約等実 施特例法第3条の2の2第12項に規定 する条約適用配当等の額」と、第23 条第1項中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに租 税条約等実施特例法第3条の2の2第1 0項に規定する条約適用利子等の額 の合計額」と、同条第2項中「又は山 林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は租税条約等実施特 例法第3条の2の2第10項に規定する 条約適用利子等の額」と、第23条第 1項中「及び山林所得金額」とあるの は「及び山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第3条の2の2第10項 に規定する条約適用利子等の額」と する。

(条約適用配当等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同 一世帯所属者が租税条約等実施特例 法第3条の2の2第12項に規定する条 約適用配当等に係る利子所得、配当 所得及び雑所得を有する場合におけ る第3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項 中「及び山林所得金額の合計額から 同条第2項」とあるのは「及び山林所 得金額並びに租税条約等の実施に伴 う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法 律第46号。以下「租税条約等実施特 例法」という。)第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額の合 計額から法第314条の2第2項」と、「及 び山林所得金額の合計額」とあるの は「及び山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額の合 計額」と、同条第2項中「又は山林所 得金額」とあるのは「若しくは山林 所得金額又は租税条約等実施特例法 第3条の2の2第12項に規定する条約 適用配当等の額」と、第23条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及 るのは「及び山林所得金額並びに租 税条約等実施特例法第3条の2の2第1 2項に規定する条約適用配当等の額」 とする。 び山林所得金額並びに租税条約等実 施特例法第3条の2の2第12項に規定 する条約適用配当等の額」とする。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

福島町介護保険条例の一部を改正する条例

福島町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年4月28日提出

福島町長 鳴海 清春

福島町介護保険条例の一部を改正する条例

福島町介護保険条例(平成12年福島町条例第6号)の一部を次のように改正する。

1	5.	
	改正前	改正後
	附則	附則
	(新型コロナウイルス感染症の影響	(新型コロナウイルス感染症の影響
	により収入の減小が目みまれる場合	により収入の減少が目みまれる場合

(新型コロナリイルス感染症の影響 により収入の減少が見込まれる場合 等における保険料の減免)

第7条 令和2年2月1日から令和5年3 月31日までの間に納期限(特別徴収 の場合にあつては、特別徴収対象年 金給付の支払日。以下この項におい て同じ。)が定められている保険料 (第1号被保険者の資格を取得した日 から14日以内に法第12条第1項の規 定による届出が行われなかつたため 令和2年2月1日以降に納期限が定め られている保険料であつて、当該届 出が第1号被保険者の資格を取得し た日から14日以内に行われていたな らば同年2月1日前に納期限が定めら れるべきものを除く。)の減免につい ては、次の各号のいずれかに該当す る者は、第24条第1項に規定する保険 料の減免の要件を満たすものとし て、同項の規定を適用する。

(1) · (2) (略) 2 (略) (新空コロケワイルス感染症の影響 により収入の減少が見込まれる場合 等における保険料の減免)

第7条 令和2年2月1日から令和5年3 月31日までの間に納期限(特別徴収 の場合にあつては、特別徴収対象年 金給付の支払日。以下この項におい て同じ。)が定められている保険料 (第1号被保険者の資格を取得した日 から14日以内に法第12条第1項の規 定による届出が行われなかつたため 令和2年2月1日以降に納期限が定め られている保険料であつて、当該届 出が第1号被保険者の資格を取得し た日から14日以内に行われていたな らば同年2月1日前に納期限が定めら れるべきものを除く。)及び令和4年 度以前の年度分の保険料であつて 令和5年4月1日以降に納期限が定め **られているもの**の減免については、 次の各号のいずれかに該当する者 は、第24条第1項に規定する保険料の 減免の要件を満たすものとして、同 項の規定を適用する。

(1) • (2) (略)

2 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

議案第4号

令和5年度福島町一般会計補正予算(第2号)

令和5年度福島町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,260千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,266,139千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月28日提出

福島町長 鳴海 清春

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位:千円) (歳 入) 補正前の額 款 項 補 正 額 計 13 国 庫 支 出 金 229, 418 29, 772 259, 190 国庫補助金 84, 648 29, 772 114, 420 17 入 金 425, 564 439, 052 繰 13, 488 2 基 金 繰 入 金 425, 561 13, 488 439, 049 歳 入 合 計 43, 260 5, 222, 879 5, 266, 139

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳	出)								ı			(単位:千円)
	款				項			補正前の額	補	正	額	計
2 総	務	費						382, 381		6,	000	388, 381
			1 総	務	管	理	費	245, 798		6,	000	251, 798
7 商	エ	費						79, 544		37,	260	116, 804
			1 商		エ		費	79, 544		37,	260	116, 804
	歳	出	合	計	•			5, 222, 879		43,	260	5, 266, 139

歳入歳出予算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1	総	括	(歳	入)	(単位:千円)
---	---	---	----	----	---------

		款			補正前の額	補正額	計
13 国	庫	支	出	金	229, 418	29, 772	259, 190
17 繰		入		金	425, 564	13, 488	439, 052
	歳	入合詞	- -		5, 222, 879	43, 260	5, 266, 139

歳入歳出予算補正事項別明細書

 総括(歳出)
 (単位: 千円)

 補正額の財源内訳

	款		補正前の額	補 正 額	計	特 国道支出金	棚 止 額 の定 財地方債	財 源 内 計 源 その他	一般財源
2 総	務	費	382, 381	6, 000	388, 381	国坦文山亚	- 地 <i>刀</i> 良	· C V ∕ IE	6, 000
7 商	工	費	79, 544	37, 260	116, 804	29, 772			7, 488
赤	成出合語	†	5, 222, 879	43, 260	5, 266, 139	29, 772			13, 488

歳

7

続 入 国庫支出金 2項 国庫補助金 13款

(単位:千円) 29,772 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 晋 29,772 避 绀 郶 对応地方創生 臨時交付金 イルス感染症 2 新型コロナウ 尔 × 33,264 114,420 캩 29,772 29,772 紹 出 锤 84,648 3,492 補正前の額 Ш 캩 1 総務費国庫補助金

17款 繰入金 2項

基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	293,267	13,488	306,755	1 財政調整基金 繰入余	13,488	財政調整基金燥入金	13,488
桖	425,561	13,488	439,049				

歳出

2 禁

族 出総務費 1項 総務管理費

(単位:千円)				,	01		
)		#	r.	6,000	000'9		
		20:4111	n/H	6,000 チャレンジスピリット応援事業費	18 施設投資助成金		
			金額	6,000			
	器	귪	区分	6,000 18 負担金・補助	及び交付金		
	訊	į.	一般財源	6,000			6,000
	財源内訳	避	その他				0
	補正額の財	定	七				0
	摊	华	国道支出金地				0
		1110		15,000			251,798
埋費		補正額		6,000			6,000
1項 総務管理費		補正前の額		9,000			245,798
1.			I	ベベコ 4 チ 0 スプ	メポリット	応援事業費	∔

7款 商工費 1項

商工費

37,260	340	920	が来ナ	36,000	
37			品类交换等業務表	X 55 K 5 K 5 K 5 K 5 K 5 K 5 K 5 K 5 K 5	
地域経済緊急支援事業費	10 印刷製本費	11 通信運搬費	12 如何等高聯対策协协商品券交換等業務委託對		
340		920		36,000	
10 需用費		11 役務費		12 委託料	
7,488					7,488
					0
					0
29,772	国庫支出金				29,772
57,610					116,804
37,260					37,260
 20,350					79,544
2 商工振興費					

議案第5号

令和5年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和5年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定める ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ734,138千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月28日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歲入歲出予算補正

(歳 入) (単位:千円)

(///)及	款				項			補正前の額	補	正額	計
5 繰	入	金						60, 053		9, 960	70, 013
			2 基	金	繰	入	金	11, 403		9, 960	21, 363
	歳	入	合	計	•			724, 178		9, 960	734, 138

第1表 歲入歲出予算補正

(歳 出) (単位:千円)

	털	款		項	補正前の額	補正額	計
6 諸	支	出	金		280	9, 960	10, 240
				1 償還金及び還付加算金	280	9, 960	10, 240
		歳	出	合 計	724, 178	9, 960	734, 138

歳入歳出予算事項別明細書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総 括 (歳 入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
5	60, 053	9, 960	70, 013
歳入合計	724, 178	9, 960	734, 138

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出) (単位:千円)

総	括(歳 出)				,	補正額の	財源内部	型 1 円 7
	款	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	
		1113-1133	1113 — 151		国道支出金	地方債	その他	一般財源
6諸		補正前の額 280	9,960	10, 240	特国道支出金	## 正 ## 正 ## 正 ## ## ## ## ## ## ## ## #	<u>知 源</u> その他 9,960	一般財源
	歳出合計	724, 178	9, 960	734, 138			9, 960	

歳

\prec
瓣
7

5款 繰入金元 1

2.頃 奉玉樑入玉						(単位	: 千円)
۵	第一	H	74	節			
ш	作に別り設	二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	ıα	区公	金額	FG 7.5	
事業基金繰入金	11,403	096'6	21,363	1事業基金繰入	096'6	事業基金繰入金 9,960	
		,		俳			
1 10	11,403	096'6	21,363				

歳出

6 装

歳 出諸支出金1項 償還金及び還付加算金

(単位:千円)												
(中心)		EE 22		本門語を行って、日本日、日本の一本の語を、「日本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本	1422時代入りは、河洋エロンフ・17人形成)原因は1425年	096'6		22 特別調整交付金(新型コロナワイルス関係)價遠金	096'6			
			金額	0	9,300							
	ఱ		X %	600 金ണ		及び割引料						
	訊		一般財源									0
	正額の財源内	巡	その色		9,300	繰入金						9,960
1 項 (償還金及び還付加算金		定財	七									0
	補	坎	国道支出金地									0
	 			0	9,300							10,240
		補下額	l	090	9,300							096'6
	補正前の額			C	>							280
	ш			大体田二日本 7	いた心思細光	付金(新型	-	コロナウイ	ルス関係)	信 適 適 第 金		† ₁₀
,	_				_	_	_	_			_	